

「研究機関における公的研究費の管理・監査の ガイドライン(実施基準)」に対する本学の対応

2021年4月

総合研究機構／研究課

説明内容について

1. 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に対する本学の対応
2. 不正の基礎知識と研究費不正の事例
(文部科学省作成 研究者向けコンテンツ資料より抜粋)
3. 公的研究費に係る不正事例
(研究機関におけるコンプライアンス教育用)

※2.3.文科省公表資料より

はじめに

近年の公的研究費をめぐる国の動向

- H19.2 文科省:「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」制定
- H22 文科省:「体制整備等の自己評価チェックリスト」制定
- H23.9 文科省:各大学への預け金・プール金の有無の一斉調査指示
- H25.5 参議院本会議:「大学等研究機関の公的研究費に係る不適正な会計処理について」警告議決
- H25.5 文科省:「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」設置
- H26.2 文科省:「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」改正



- **R3.2 文科省:「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」改正** 【以下、ガイドライン】

1 ガイドラインに対する本学の対応 ガイドラインの目次

はじめに

第1節 機関内の責任体系の明確化

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

第5節 情報発信・共有化の推進

第6節 モニタリングの在り方

第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング等及び文部科学省、
配分機関による体制整備の不備がある機関に対する措置の在り方

第8節 文部科学省、配分機関による競争的資金制度における不正への対応

1 ガイドラインに対する本学の対応

第1節 機関内の責任体系の明確化

ガイドラインでは、機関が競争的資金等の運営・管理を適正に行うために権限責任の体系を明確化することが求められています。

・本学の責任体制は「日本福祉大学における公的研究費の取扱いに係る不正防止に関する規程」において、以下のとおり定めています。

最高管理責任者	学長
統括管理責任者	副学長(研究)
研究倫理教育責任者	総合研究機構長
部局の長	本学の各学部、大学院の各研究科及び総合研究機構に属する研究所・研究センター、事務局の長

1 ガイドラインに対する本学の対応

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) ルールの明確化・統一化

ガイドラインでは、各研究機関における公的研究費等に係る事務処理手続きに関するルールの明確化かつ統一的な運用を図ることが求められています。

- 「日本福祉大学公的研究費取扱いマニュアル」の作成
- 学内説明会の開催等によるルールの周知・徹底
- 本学ホームページにおけるルールの周知

1 ガイドラインに対する本学の対応

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(2) 職務権限の明確化

ガイドラインでは、各研究機関における公的研究費等に係る事務処理に関する構成員の権限と責任を明確に定めて理解を共有することが求められています。

- 一定金額の範囲で研究者による発注権限を認めています。
- 事務局の対応

1 ガイドラインに対する本学の対応

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(3) 関係者の意識の向上

ガイドラインでは、機関に対して不正を防止するための取組として行動規範の策定、コンプライアンス教育の実施、構成員からの誓約書等の徴収が求められています。

- 「日本福祉大学研究倫理指針」
- コンプライアンス教育、説明会の実施
- 誓約書の徴収(教職員、取引業者)

1 ガイドラインに対する本学の対応

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

ガイドラインでは、機関に対して告発等を受け付ける窓口の設置、および告発者保護の徹底が求められています。

●「日本福祉大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」では、研究活動上の不正行為に関する相談・通報が学内外から寄せられた場合の取扱いについて定めています。

●告発及び相談窓口：研究課 研究不正相談窓口

●公的研究費等の事務処理・手続きに関する相談窓口
：各キャンパス研究支援担当窓口

1 ガイドラインに対する本学の対応

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(5) 不正防止計画の策定

ガイドラインでは、不正を発生させる要因を体系的に整理・評価し、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定することが求められています。

- 公的研究費に係わる不正行為防止にあたっては、総合研究支援室を所管機関として、関連諸機関との連携のもとで不正防止に取り組みます。
- 「日本福祉大学公的研究費不正防止計画」
- 不正を発生させるリスクを軽減させるため、適宜ルールの見直しを行っています。

1 ガイドラインに対する本学の対応

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

- 発注段階で支出財源の特定が行えるような書式を使用。
- 一定の取引実績(回数、金額等)のある業者からの誓約書の徴収。
- 発注・検収業務や非常勤雇用者(アルバイト)の勤務状況管理確認等の雇用管理業務は、原則として事務局が実施。
- 研究者による発注は、一定金額以下で、明確なルールを定めた上で運用。
- 換金性の高い物品(5万円以上の消耗品及び5万円未満のパソコン等)は、事務局による台帳管理。
- 研究者の出張計画の実施状況等を事務局が確認。

等の対応を行っています。

1 ガイドラインに対する本学の対応

第5節 情報発信・共有化の推進

(6) 情報の伝達を確保する体制構築

ガイドラインでは、公的研究費の使用等に関するルール等について、機関内外からの相談を受ける窓口の設置とともに、各機関の取り組みについて外部への公表を求めています。

- 公的研究費等の事務処理・手続きに関する相談窓口
: 各キャンパス研究担当窓口
- 本学研究活動ホームページでの情報発信

<http://www.n-fukushi.ac.jp/research/management/>

1 ガイドラインに対する本学の対応

第6節 モニタリングの在り方

(7) モニタリング体制の整備

ガイドラインでは、不正の発生を0にすることを目指し、機関全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備することが重要であるとされています。

- 毎年度総務課による内部監査を実施しています。
- 公的研究費等の研究課題数のうち概ね10%を対象とし「通常監査」、通常監査を行う研究課題のうち概ね10%以上を対象とした「特別監査」を実施しています。
- 重点的にサンプルを抽出して、抜き打ちなどを含めた「リスクアプローチ監査」を実施しています。

公的研究費等の事務処理・手続きに関する 相談窓口

美 浜：研究課（研究本館1F）

半 田：研究課（研究棟2F）

東 海：東海事務室（1F）

名古屋：研究課（北館7F）

MAIL: kaken@ml.n-fukushi.ac.jp

<http://www.n-fukushi.ac.jp/research/management/>

研究活動に係る不正行為等相談窓口

研究不正相談窓口

日本福祉大学 研究課

MAIL: ethics@ml.n-fukushi.ac.jp

URL: <http://www.n-fukushi.ac.jp/research/management/madoguchi/index.html>

2 不正の基礎知識と研究費不正の事例

(文部科学省作成 研究者向けコンテンツ資料より抜粋)

3-1. 不正発生のメカニズム

米国の犯罪学者であるクレッシェー教授は、不正は「動機」「機会」「正当化」の三要素が全て揃ったときに発生すると説明しています。

不正を働いた「動機」

「動機」とは不正を実際に行う際の心理的なきっかけを指します。

例えば、他人と共有できない金銭的な問題や業績ノルマ達成に対するプレッシャーなどが挙げられます。

不正の実行を可能にした「機会」

「機会」とは不正を行おうとすれば可能な環境が存在する状態を指します。

例えば、担当者が本来分掌して行なうべき複数の重要な業務を長期間に渡って一人で行なったり、権限や業務分掌を逸脱できる状況、それらに対して必要なけん制・チェック機能が働かない状況などです。



自らの行為を容認する「正当化」

これは不正の実行を思いとどまらせるような倫理観等の欠如を指します。

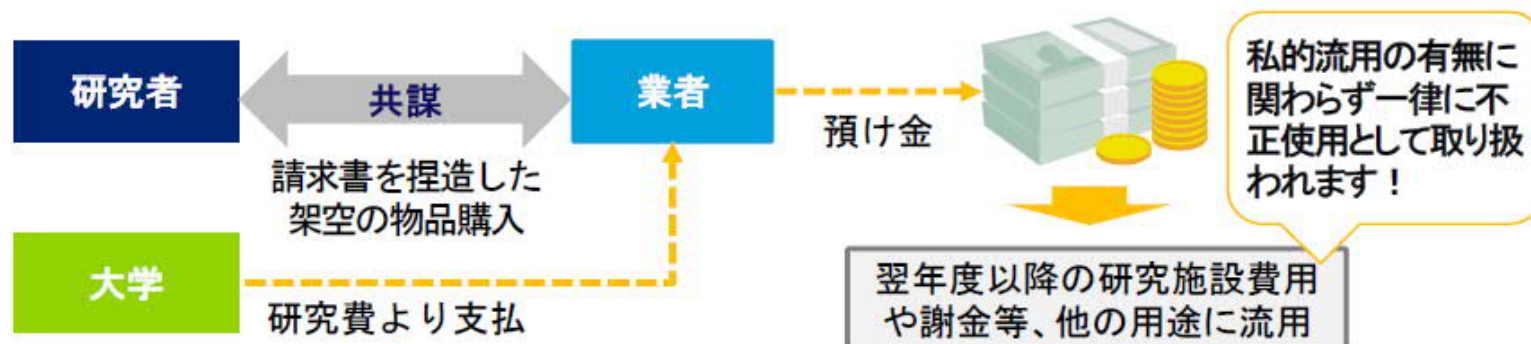
完璧な管理体制の構築は不可能である以上、個人の倫理観は不正予防に重要であるといえます。

2 不正の基礎知識と研究費不正の事例

(文部科学省作成 研究者向けコンテンツ資料より抜粋)

3-2. 事例紹介①架空発注と預け金による不正

架空発注により業者に預け金を行う行為は不正使用に該当します。



不正発生の要因分析

- 使用用途、使用年度に関らず、研究費を自由に使用したかった(動機)
- 発注から納品までを研究者自らが行うシステム(機会)
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如(正当化)

措置

- 補助金の返還命令
- 4年の競争的資金への申請及び参加資格制限(改正後は最長5年)
- 関係業者に対して一定期間の取引停止
- 懲戒処分等機関内での人事処分

重要なポイント

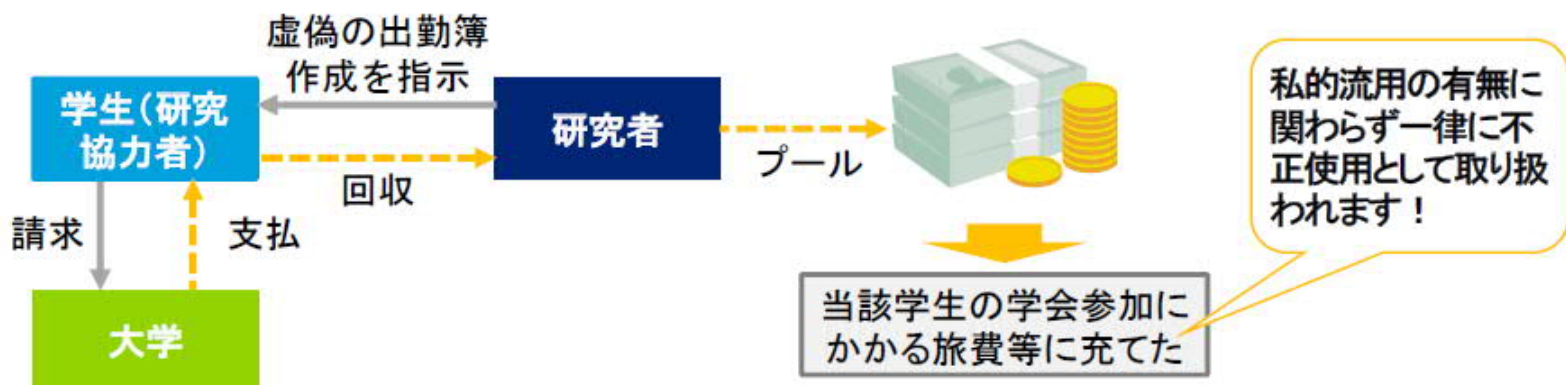
繰越事由に合致し繰越制度を適切に利用すれば不正など行わなくとも翌年度使用は可能であった。

2 不正の基礎知識と研究費不正の事例

(文部科学省作成 研究者向けコンテンツ資料より抜粋)

3-3. 事例紹介②架空人件費(謝金)による不正

研究協力者に支払う給与について、実際より多い作業時間を出勤簿に記入して請求することは不正使用に該当します。



不正発生の要因分析

- 使用用途に関らず、研究費を自由に使用したかった(動機)
- 勤怠管理が研究室任せで、事務部門が勤務実態を把握していない(機会)
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如(正当化)

措置

- 補助金の返還命令
- 4年の競争的資金への申請及び参加資格制限(改正後は最長5年)
- 懲戒処分等機関内での人事処分

2 不正の基礎知識と研究費不正の事例

(文部科学省作成 研究者向けコンテンツ資料より抜粋)

3-4. 事例紹介③架空旅費交通費による不正

実際に要した金額以上の経費を申請することは水増し請求であり不正使用に該当します。



不正発生の要因分析

- 研究費を私的目的で使用したかった(動機)
- 出張が申請どおりに行われたかどうかのチェック体制の不備(機会)
- 規則に対する遵守意識および公的資金であるという認識の欠如(正当化)

措置

- 補助金の返還命令
- 5年の競争的資金への申請及び参加資格制限(改正後は10年)
- 懲戒処分等機関内での人事処分

2 不正の基礎知識と研究費不正の事例 (文部科学省作成研究者向けコンテンツ資料より抜粋)

3-5. 競争的資金制度の改善

繰越制度

- 「基金分」については理由を限定せず翌年度使用が可能です。
- 「基金分」以外についても研究者は「繰越を必要とする理由書」のA4版・一枚を作成するのみの簡便な手続で翌年度使用が可能です。
- 未使用額の調整金による翌年度使用です。

繰越事由一覧や記入事例等

日本学術振興会 繰越申請に当たっての留意事項

検索

研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はありません！

競争的資金の合算使用

- 一定の競争的資金制度については、原則として複数制度の研究費の合算による共用設備の購入が可能です。
- また、同一の研究者が複数制度の研究費を合算し設備を購入することも可能です。

合算による共有設備の購入可能な制度の一覧等、合算使用の詳細について

文部科学省 研究費の合算使用

検索

2 不正の基礎知識と研究費不正の事例

(文部科学省作成研究者向けコンテンツ資料より抜粋)

4-1. 不正に関する告発等を受け付けた場合の対応と影響

不正は組織全体の信用の失墜へ繋がり、あらゆる面で重大な影響を与えます。

不正発覚時の調査委員会の設置から報告まで

- 30日以内に調査要否を判断し、配分機関に報告する
- 調査が必要と判断された場合の調査委員会の設置と調査の実施
- 必要に応じて研究費一時停止措置
- 210日以内の最終報告書の提出

合理的な理由無く遅延した場合...

- 当該競争的資金にかかる間接経費措置額の削減
- 当該研究者が関わる競争的資金について、採択又は交付決定の保留、交付停止、機関に対する執行停止の指示等の措置

不正発覚時の信用失墜について

- 国民の貴重な税金を原資とする研究費の不正使用は、国民の期待を裏切る行為であり、不正が発覚すれば容赦なく社会の非難をうけることとなります。
- 近年の高度にスピード化された情報化社会においては、如何に個人の些細な気持ちで実行された不正といえども組織全体の信用失墜へ容易に繋がります。
- 不正による組織全体の信用失墜を回復することは容易ではなく、組織と所属する個人に重大な影響を与えます。

2 不正の基礎知識と研究費不正の事例

(文部科学省作成研究者向けコンテンツ資料より抜粋)

4-2. 文部科学省によるモニタリング等及び不備がある機関に対する措置

ガイドラインでは、文部科学省が機関に対してモニタリングすることとしています。その結果発見された体制整備等の不備に対する改善が見られないと判断された場合には、間接経費措置額の削減や競争的資金の配分停止等の措置が講じられます。

■ 文部科学省によるモニタリング

- ①履行状況調査(毎年、一定数を抽出)
- ②機動調査(緊急・臨時の案件に機動的に対応)
- ③フォローアップ調査(改善状況調査)
- ④特別調査(不正発覚後の状況把握・指導)

①、②の調査の結果、体制整備等の状況について不備があると判断

■ 管理条件の付与

- 履行期限を1年としフォローアップ調査対象
- 管理条件の履行が認められない場合、当該機関に対する競争的資金における間接経費措置額の段階的な削減(上限15%)→配分の停止と段階的な措置を行う(平成26年度ガイドライン改正)

- 不正が認定された競争的資金においては交付決定の取り消し及び研究費の一部又は全部の返還を求める

2 不正の基礎知識と研究費不正の事例

(文部科学省作成研究者向けコンテンツ資料より抜粋)

4-3. 機関、配分機関による競争的資金制度における不正に対する措置

研究者に対する措置としては、機関内での人事処分、刑事告訴・民事訴訟、個人の氏名を含んだ調査結果の公表、配分機関からの研究費の一部または全部の返還、申請及び参加資格の制限があります。

機関による措置

- 機関内部の人事処分として、就業規則等に基づく、懲戒解雇・停職・減給等の懲戒処分、又は訓告・嚴重注意等の指導監督措置。
- 法律上の措置として、民事または刑事告訴(所属機関の諸規程によります)。
- 合理的な理由の無い限り研究者個人の氏名を含んだ調査結果の公表。

配分機関による措置

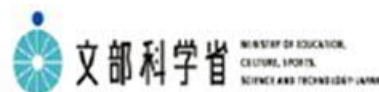
- 事案に応じて、機関・研究者に対し交付決定の取り消し及び研究費の一部又は全部の返還。
- 不正を行った研究者及びそれに共謀した研究者等に対し、事案に応じて、競争的資金への申請及び参加資格の制限。

3 公的研究費に係る不正事例

(研究機関におけるコンプライアンス教育用)※文科省資料より

公的研究費に係る不正事例
(研究機関におけるコンプライアンス教育用)

平成28年3月



3 公的研究費に係る不正事例

(研究機関におけるコンプライアンス教育用)※文科省資料より

はじめに

- 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」では、競争的資金等の運営管理に関わる全ての構成員に、不正防止対策の理解や意識を高める内容として、不正が発覚した場合の機関の懲戒処分、自らの弁償責任、配分機関における申請等資格制限、研究費の返還等の措置等について説明することとしています。
- 研究機関におけるコンプライアンス教育等において、本事例を活用し、不正により研究者に重大な影響があることを改めて周知を図るなど、適正な公的研究費の運営管理に努めてください。

3 公的研究費に係る不正事例

(研究機関におけるコンプライアンス教育用)※文科省資料より

研究者に対する措置

公的研究費は、国民の貴重な税金を原資として成り立つため、**助成機関の使用ルール**や、**研究機関における使用ルール**により適切に管理されることが必要です。その**使用ルールの誤った理解**により、**思わぬ不正に繋がるケースが多く**、**注意が必要**です。そのためには、それぞれの使用ルールの確認などについて、日頃から**研究機関の事務担当者等に相談**することが大切です。

不正に関与した研究者に対する措置は、主に以下のような措置があります。

人事処分

【所属機関の懲戒規程等】

※懲戒の事例として、懲戒免職、停職、減給等があります

不正使用金額の返還

【補助金適化法又は委託契約条項】

※不正使用した当時から返還までの期日に応じた加算金等が加算されます

刑事処分

【刑法】

※悪質な不正使用事案の多くは詐欺罪を適用されています

競争的資金の 応募資格制限

【関係府省申合せ】

※平成24年度の改正に留意(4頁を参照)してください

3 公的研究費に係る不正事例

(研究機関におけるコンプライアンス教育用)※文科省資料より

刑事処分

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」では、私的流用など、**行為の悪質性が高い場合には、刑事告発や民事訴訟があり得ること**など、法的な手続きに関しても内部規程上、明確に位置づけ、構成員に周知徹底することを求めています。

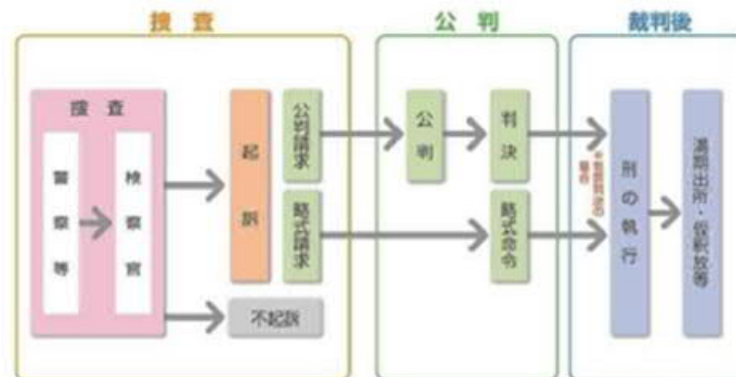
実際に私的流用により、刑事告訴、逮捕、拘留、起訴され、懲役刑の判決を受けている事例があります。

逮捕・拘留の期間



出典:法務省ホームページ 逮捕・拘留の期間
http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11-3.html

刑事手続きの流れ



出典:法務省ホームページ 刑事手続きの流れ
http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11-1.html

3 公的研究費に係る不正事例

(研究機関におけるコンプライアンス教育用)※文科省資料より

競争的資金の応募資格制限

平成24年度の「競争的資金の適正な執行に関する指針」の改正において、**特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて、応募資格を制限することとしました。**

平成25年度予算以降の事業（継続事業も含む）に適用

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間	【参考】改正前の応募制限期間
不正使用を行った研究者と共謀者	私的流用の場合、10年	5年
	私的流用以外で <ul style="list-style-type: none"> ① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、5年 ② ①及び③以外の場合、2～4年 ③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、1年 	2～4年
	不正受給を行った研究者と共謀者	5年
善管注意義務違反を行った研究者	不正使用を行った者の応募制限期間の半分 (上限2年、下限1年、端数切り捨て)	— (科研費は2年)

※ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格制限をせず、
 嚴重注意を通知する。

参考：内閣府HP：
<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin1.pdf>

3 公的研究費に係る不正事例

(研究機関におけるコンプライアンス教育用)※文科省資料より

事例1 架空発注(預け金、品名替え)による不正

経緯等

- ・国税局による**税務調査**により**業者の預け金が発覚**
- ・不正に関与した研究者は多数、そのうち1名は**私的流用**

不正使用の概要

私的流用した研究者の不正使用の概要

【不正使用の期間】 6年間

【不正使用の額】 1億円

【概要】

- ・架空発注により消耗品等を購入したように装い、所属機関から補助金を支出させ、業者に預け金として管理
- ・必要に応じ所属機関に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入
- ・請求書の品名の書き換えを業者に指示し、実際には異なる物品を納品
- ・一部を私的流用

措置

不正使用金額と
加算金等の返還

5年の応募資格制限
(平成25年度以降の
事案の場合は10年)

懲戒解雇

刑事告訴
⇒懲役刑
(執行猶予なし)

3 公的研究費に係る不正事例

(研究機関におけるコンプライアンス教育用)※文科省資料より

事例2 カラ給与による不正	
経緯等	<ul style="list-style-type: none">不正ではないかとの通報があったことから謝金の架空請求が発覚不正に関与した研究者は1名
不正な使用の概要	<p>【不正使用の期間】 3年間 【不正使用の額】 173万円 【概要】</p> <ul style="list-style-type: none">学生に虚偽の出勤簿を作成させ、所属機関に謝金の架空請求を行わせ、当該架空請求に係る謝金を回収し、これを規則に基づかない謝金手続の原資に充当
措置	<p>不正使用金額と加算金等の返還</p> <p>4年の応募資格制限</p> <p>停職</p>

3 公的研究費に係る不正事例

(文部科学省作成研究者向けコンテンツ資料より抜粋)

事例3 カラ出張による不正

経緯等

- ・プール金に関する**通報**があったことから**謝金や旅費の架空請求が発覚**
- ・不正に関与した研究者は3名、そのうち1名は**私的流用**

不正な使用の概要

私的流用した研究者の不正使用の概要

- 【不正使用の期間】 2年間
- 【不正使用額】 97万円

【概要】

- ・謝金や旅費の架空請求を行わせ、当該架空請求に係る謝金や旅費を回収し、研究室でプール金として管理
- ・研究室の懇親会費とするなど私的流用

措置

不正使用金額と
加算金の返還

5年の応募資格制限
(平成25年度以降の
事案の場合は10年)

懲戒解雇相当※

※既に退職していたことから、懲戒解雇相当の処分としている。

3 公的研究費に係る不正事例

(研究機関におけるコンプライアンス教育用) ※文科省資料より

文部科学省ホームページへの不正使用事案の掲載について

ガイドラインの対象経費又は申請及び参加資格制限措置の対象経費に係る不正使用事案について、不正使用の態様を把握することによる不正使用の抑止や不正使用が発覚した場合の対応に活用することを目的として、ガイドラインの改正に基づく体制整備に係る経過措置期間が終了した平成27年4月以降の研究機関から配分機関への最終報告の概要を掲載しています(順次更新)。

不正使用事案一覧 文部科学省ホームページ 各事案毎の概要

① 研究機関における不正使用事案

番号	研究機関	不正が行われた経費	不正の種類	不正に該当する研究費	不正に該当する経費の額	不正に該当する経費の発生日	不正に該当する経費の用途
20101	大阪大学	平成26年度	特別助成金	特別助成金	1人	平成26年10月	http://www.osaka-u.ac.jp/~research/ir/ir_20101.html
20102	-	-	-	特別助成金	1人	-	-
20103-1	大阪大学	平成26年度	特別助成金	特別助成金	1人	平成27年2月	http://www.osaka-u.ac.jp/~research/ir/ir_20103-1.html
20103-2	研究機構 川崎	平成26年度	特別助成金	特別助成金	1人	平成27年2月	http://www.osaka-u.ac.jp/~research/ir/ir_20103-2.html

◎番号	20101
◎研究機関名	大阪大学
◎件名	国公立大学等研究機関における公的研究費の不正使用について
◎経緯・経過	<p>【発覚の経緯及び把握】</p> <p>平成26年1月 通報により、大阪大学教授のアルバイト給与関係の不正使用の疑いが発生。また、調査の過程で同行物の販売関係の不正使用の疑いが発生。</p> <p>【調査にまつ結果等】</p> <p>事前調査を行った結果、不正使用の可能性が極めて高く、調査委員会を設置して調査を行う必要があると判断。</p>
◎調査	<p>【調査体制】</p> <p>調査委員会(学内委員12人、学外委員(弁護士)2名)を設置して調査を実施。</p> <p>【調査内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 調査期間 平成26年6月～平成27年6月 - 調査対象 当該教授の研究室に係る平成20年度(実際の勤務時間記録が存在する最も古い年度)以降の全ての公的研究費を対象に調査。また、調査過程で新たな事案(同行物の販売関係)が判明したため、合わせて調査。 - 調査方法 書類調査は当該教授の研究室の経理関係書類、業務関係書類等について、随時取り調査は当該教授、当該研究室の関係者等を対象にそれぞれ実施。
◎調査結果	<p>【不正の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) アルバイト給与関係 かつ給与、給与の算出、算出の誤り (2) 同行物の販売関係 契約外販売、不適切な契約行為 <p>【不正の具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 数値、算出 (1) アルバイト給与関係

※文部科学省HP右上の検索欄にて「研究機関における不正使用事案について」と入力・検索すると簡単にアクセス可能です。

3 公的研究費に係る不正事例 (研究機関におけるコンプライアンス教育用)

● 研究機関における不正使用事案

令和2年度

番号	研究機関名	不正が行われた年度	不正の種別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数(実人数)	最終報告書提出日	最終報告書の概要 (調査結果、再発防止策、関係者の処分等) ※「研究機関が行った措置」については、進捗状況に応じて更新
202001	水産研究・教育機構	平成29年～30年度	カラ雇用、架空請求	266,662円	1人	令和2年5月15日	水産研究・教育機構における公的研究費の不正使用について(PDF:103KB)
202002	甲南大学	平成27年度～30年度	同一の費用に関し重複して支出を受けること(重複受領)	1,034,752円	1人	令和2年6月22日	甲南大学における公的研究費の不正使用について(PDF:141KB)
202003	関西大学	平成22～30年度	謝金の目的外使用及び架空請求	1,878,150円	1人	令和2年5月18日	関西大学における公的研究費の不正使用について(PDF:30KB)

平成31年度・令和元年度

2019 10	京都大学	平成28年度	不正な謝金の支出(カラ謝金ではない)	19,200円	1人	令和2年1月22日	京都大学文学研究科における公的研究費の不正使用について(PDF:97KB)
2019 11	東海大学	平成27年～30年度	旅費の重複受給による公的研究費等の目的外使用	185,240円	1人	令和2年3月31日	東海大学における公的研究費の不正使用について(PDF:86KB)
2019 12	京都大学	平成23年度～平成26年度	過大な支出、架空取引、目的外使用、入札妨害	506,697,056円	4人	令和2年3月31日	京都大学霊長類研究所における公的研究費の不正使用について(PDF:131KB)